

指定短期入所生活介護 亀保の里

指定介護予防短期入所生活介護 亀保の里

重要事項説明書

(令和6年11月1日改定)

当施設は介護保険の指定を受けています。

(福岡県指定 第4072700091号)

当施設は、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下、指定短期入所生活介護サービス等という）を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

【目次】

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合(契約終了について)	8
7. 身体拘束その他行動制限について	9
8. 事故発生時の対応及び損害賠償について	9
9. 守秘義務について	9
10. 第三者評価の実施について	10
11. 非常災害対策について	11
12. 衛生管理等について	11
13. 重要事項説明書の内容を変更する場合について	

(重要事項説明書付属文書)

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 亀保の里
(2) 法人所在地 福岡県豊前市大字鬼木 63 番地の 1
(3) 電話番号 0979-82-3344
(4) 代表者氏名 理事長 前田 武雄
(5) 設立年月日 昭和 53 年 1 月 10 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護・平成 11 年 10 月 1 日指定
指定介護予防短期入所生活介護・平成 18 年 4 月 1 日指定
(福岡県 4072700091 号)
- (2) 施設の目的 介護保険法の趣旨に従い、利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 亀保の里
- (4) 施設の所在地 福岡県豊前市大字鬼木 63 番地の 1
- (5) 電話番号 0979-82-3344
- (6) 施設長(管理者)氏名 前田 武雄
- (7) 当施設の運営方針 事業所の従業者等は要介護者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、要介護者等を老人福祉法第 5 条の 2 に規定する施設（特養等）または、同法第 20 条の 3 に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、その施設において入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練、その他生活全般にわたる援助を行う。
2、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月日 昭和 53 年 5 月 1 日
- (9) 入所定員 10 名
- (10) 営業日及び営業時間 営業日 年中無休
営業時間 24 時間 ※但し、サービス利用は事前に要予約
- (11) 送迎事業実施地域
送迎が可能な地域
豊前市・上毛町・吉富町・中津市・築上町
(上記地域以外の送迎については要相談)

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要（介護老人福祉施設の併設）

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。(令和 6 年 11 月 1 日現在)
当サービスは、原則、短期入所用の個室を使用しますが、台風等災害により緊急時に利用者が増加した場合には、空きベッド利用型となりますので個室希望に応じられない場合がございます。居室の変更等の相談には可能な限り対応致します。

居住スペース（2階）

居室設備の種類	室数	備考
1人部屋	10室	従来型個室（併設短期入所10室）
2人部屋	4室	多床室
4人部屋	8室	多床室
合計	22室	
機能訓練室	3部屋	食堂を兼ねる
浴室	3部屋	個浴・特殊浴槽

居住スペース（3階）

居室設備の種類	室数	備考
1人部屋	44室	従来型個室（生活支援室4室含む）
機能訓練室	1室	
浴室	2室	個浴・吊りリフト浴・特殊浴槽
共同生活室	4室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。（介護老人福祉施設に係る居室設備を含みます。）

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス等を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（常勤換算数は令和6年11月1日現在）

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定規準を遵守しています。

職種	実人員	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	32名	27名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	6名	3名
5. 介護支援専門員	1名	1名
6. 嘱託医師	1名	必要数
7. 管理栄養士	1名	1名
8. 機能訓練指導員	1名	1名

※ 介護職員及び看護職員の指定基準人員は、介護老人福祉施設を含むひと月の延べ利用者数により決まります。上記は、ひと月における施設入所及び短期入所が共に満床であった場合に必要人員(最大人員)です。

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたり勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数です。

(例)週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名(8時間×5名÷40=1名)となります。

〈主な職員の勤務体制〉(令和6年11月1日現在)

職 種	勤務体制
1. 嘱託医師	毎週 月・木曜日 13:30～15:30
2. 介護職員	標準的な勤務時間と人数 早番：7:00～16:30…2名 日勤：8:00～17:30…7名 遅番：10:00～19:00…2名 夜勤：16:30～9:00…4名
3. 看護職員	標準的な勤務時間と人数 早番：7:30～17:30…1名 日勤：8:00～18:00…1名
4. 機能訓練指導員 (常勤専従)	日勤：8:00～18:00…1名
5. 介護支援専門員 (常勤専従)	日勤：8:00～17:30…1名
6. 生活相談員 (常勤専従)	日勤：8:00～17:30…1名
7. 管理栄養士 (常勤専従)	日勤：8:00～17:30…1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1)当施設が提供する基準介護サービス (契約書第3条参照)

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食 事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 (食事時間) (令和6年11月1日現在)

朝食：7：45～ 昼食：12：00～ 夕食：17：00～

③入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。(入浴日：月・木曜は個浴、火・金曜は特浴)

- ・寝たきりの方でも特殊浴槽、機械浴(リフト浴)を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・ご契約者が日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するために常勤専従で機能訓練指導員を配置しています。

⑥健康管理

- ・嘱託医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦入所者重度化等に対する対応

- ・入所者の重度化等に伴う医療ニーズの増大等に対応して、医療機関と連携した夜間における24時間連絡体制を確保し、健康上の管理を行う施設体制を整備しています。
- ・常勤の看護師を1名以上配置しています。(令和6年11月1日現在)
- ・入所者6名に対して1名以上の介護福祉士を配置しています。(令和6年11月1日現在)
- ・夜勤時間帯(16:30から翌8:30)においては、施設基準夜勤人員+1名以上の看介護職員を配置しています。なお、登録喀痰吸引等事業者としても都道府県に登録しています。(令和6年11月1日現在)

⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第3条、第5条参照)

下記の料金表(令和6年11月1日現在)によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と居室及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

(指定短期入所生活介護)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 ¥6,030	要介護度 2 ¥6,720	要介護度 3 ¥7,450	要介護度 4 ¥8,150	要介護度 5 ¥8,840
2. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	¥220				
3. 看護体制加算(Ⅰ)	¥40				
4. 看護体制加算(Ⅱ)	¥80				
5. 機能訓練体制加算	¥120				
6. 夜勤職員配置加算(Ⅰ)	¥130				
7. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	¥930	¥1,020	¥1,130	¥1,220	¥1,320
8. 内、介護保険から給付される金額	¥6,795	¥7,497	¥8,253	¥8,964	¥9,675
9. サービス利用に係る自己負担額(1+2+3+4+5+6+7)-8	¥755	¥833	¥917	¥996	¥1,075
10. 居室に係る自己負担額	¥1,231				
11. 食事に係る自己負担額	¥1,445 (朝食 297円/昼食 574円/夕食 574円)				
12. 自己負担額合計(9+10+11) ※食事を3食利用した場合	¥3,431	¥3,509	¥3,593	¥3,672	¥3,751

(指定介護予防短期入所生活介護)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援1 ¥4,510	要支援2 ¥5,610
2. 機能訓練体制加算	¥120	
3. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	¥220	
4. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	¥680	¥830
5. 内、介護保険から給付される金額	¥4,977	¥6,102
6. サービス利用に係る自己負担額(1+2+3+4)-5	¥553	¥678
7. 居室に係る自己負担額	¥1,231	
8. 食事に係る自己負担額	¥1,445 (朝食 297円/昼食 574円/夕食 574円)	
9. 自己負担額合計(6+7+8) ※食事を3食利用した場合	¥3,229	¥3,354

○その他の加算費用（介護保険給付対象費用）

①送迎加算（1回あたりの自己負担額 184 円）…介護・予防共通

ご自宅から施設まで、施設からご自宅までの送迎を行います。

②療養食加算（1食あたりの自己負担額 8 円）…介護・予防共通

③若年性認知症利用者受入加算（1日あたりの自己負担額 120 円）…介護・予防共通

④緊急短期入所受入加算（1日あたり自己負担額 90 円）…介護給付のみ

⑤口腔連携強化加算（1月あたり自己負担額 50 円）…介護・予防共通

⑥生産性向上推進体制加算Ⅱ（1月あたり自己負担額 10 円）…介護・予防共通

⑦医療連携強化加算（1日あたり自己負担額 58 円）…介護給付のみ

⑧看取り連携体制加算（1日あたり自己負担額 64 円）…介護給付のみ

⑨その他の加算

介護保険が適用されるその他の加算等については、加算の内容、料金等をご説明し、同意を得た場合について算定を開始するものとします。

○ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合（入所日において要介護認定申請が行われている必要があります）には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○上記の金額はご契約者の「介護保険負担割合証」に記載されている「利用者負担の割合」が 1 割の場合の金額です。負担割合によって「指定短期入所生活介護」の 9. サービス利用に係る自己負担額、「指定介護予防短期入所生活介護」の 6. サービス利用に係る自己負担額が変動します。

○介護保険制度の改正に伴いサービス利用料金、介護保険からの給付額等に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

○サービス利用料金及び加算費用の算定に係る施設体制等に変更があった場合、変更の内容及び金額と変更する事由についてご説明し、同意を得たうえでご契約者の負担額を変更するものとします。

○居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

○居室と食事に係る費用については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、ご契約者の自己負担額を変更する場合があります。その場合、変更を行う 1 か月前までに変更の内容と変更する事由についてご説明し、同意を得たうえで変更するものとします。

(2) (1)以外のサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金： 要した費用の実費

(3)利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月 10 日頃ご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 施設窓口での現金支払

イ. 送迎担当者による集金

ウ. 下記指定口座への振り込み

豊和銀行 中津支店 普通預金 1252003 特別養護老人ホーム 亀保の里
(振り込み者の氏名を「〇〇〇〇(契約者氏名)△月(利用月)利用料」として下さい)

(4)入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関(令和 6 年 11 月 1 日現在)において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	野中内科クリニック
所在地	福岡県築上郡上毛町大字宇野 1050 番地の 1
診療科	内科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	タイラ歯科医院
所在地	福岡県豊前市大字八屋 1909 番地の 1

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。(契約書第 13 条参照)

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1)ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更等に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービス等を実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの申し出により契約解除（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から契約解除することがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

7. 身体拘束その他行動制限について

当施設においては、ご契約者又は他の利用者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法によりご契約者の行動を制限しません。

上記の事由等によりやむを得ずご契約者の行動を制限しようとする場合は、別に定めるマニュアルに従い、行動制限を行う事由及び内容、見込まれる期間等について事前にご説明し、同意を得るものとします。

8. 事故発生時の対応及び損害賠償について（契約書第 10 条、11 条参照）

当施設においては、短期入所生活介護サービス等の提供にあたってご契約者の生命・身体・財物等に損害を与える事故が発生した場合は、速やかに家族、保険者等に連絡を行い、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び事故に際して取った措置内容等について記録を残すとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

守秘義務等に違反した場合も同様とします。

但し、当施設に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

9. 守秘義務等について(契約書第8条参照)

当施設のサービス従事者又は従業員は、指定短期入所生活介護サービス等を提供する上で知り得たご契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後についても継続するものとします。

また、以下の事由等において個人又は家族情報等を第三者に提供する場合については、「個人情報保護法」に従い適切に取り扱うものとします。

以下①、②、③については入所契約の締結をもって該当申請等に係る個人情報等の提供についてご契約者及びご契約者の家族の同意を得たものとします。

- ①ご契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、当施設は、医療機関等に対してご契約者に関する必要な情報を提供できるものとします。
- ②行政機関より依頼された調査等に対してご契約者に関する必要な情報を提供できるものとします。
- ③ご契約者に対して当施設が提供する短期入所生活介護サービス等の質的向上を目的として行う「サービス担当者会議」等及び同上の事由等又は施設の安全管理上等の必要性等によりサービス従事者又は従業員間において情報の共有を行おうとする場合には、当施設は、サービス従事者又は従業員に対してご契約者及びご契約者の家族に関する情報を提供できるものとします。
- ④上記の他、当施設がご契約者に関する個人情報等を第三者に提供すべき事由が生じた場合は、あらかじめご契約者等の同意を得たうえでそれらを提供するものとします。

10. 苦情の受付について (契約書第 19 条参照)

(1)当施設における苦情の受付 当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 前田 武雄 (特別養護老人ホーム 亀保の里 施設長)

○苦情受付担当者 前田 かほる (同 事務)

住 所:福岡県豊前市大字鬼木 63 番地の 1

電話番号:0979-82-3344

○第 三 者 委 員 今本 文徳 (元地区民生児童委員)

住 所:福岡県豊前市大字掘立 622 番地

電話番号:0979-83-4645

○第 三 者 委 員 木原 純子 (元公立中学校校長)

住 所:福岡県豊前市大字鬼木 360 番地 2

電話番号:0979-77-6062

(2)行政機関その他苦情受付機関

福岡県国民健康保険団体連合会 (介護保険課)	所在地：福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 電話番号：092-642-7859
保険者等	
福岡県介護保険広域連合 豊築支部	所在地：福岡県豊前市大字八屋 1702-5 電話番号：0979-84-1111
豊前市役所 健康長寿推進課	所在地：福岡県豊前市大字吉木 955 電話番号：0979-82-1111
上毛町役場 長寿福祉課	所在地：福岡県築上郡上毛町大字垂水 1321-1 電話番号：0979-72-3111
吉富町役場 福祉保険課	所在地：福岡県築上郡吉富町大字広津 226-1 電話番号：0979-24-1123
中津市役所 介護長寿課	所在地：大分県中津市豊田 14-3 電話番号：0979-22-1111
築上町役場 福祉課	所在地：福岡県築上郡築上町大字椎田 891-2 電話番号：0930-56-0300

11. 第三者による評価の実施状況について

福岡県の定める第三者機関による評価の実施	なし	結果の公表	なし
その他の期間による第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

12. 非常災害対策について

当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。また、別途定める亀保の里防災マニュアルにより夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者も参加して実施します。なお訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

災害対策に関する担当者（防火管理者）： 生活相談員 真鍋 宏一郎

13. 重要事項説明書の内容を変更する場合について

当施設に起因する事由等により重要事項説明書の内容の全部又は一部を変更する場合は、ご契約者に変更事由及び変更内容についてご説明し、変更部分を交付したうえで書面による同意を得るものとします。

